

平成30年10月31日

石川県地場産業振興センター

ものづくり企業等における 外国人留学生の活用

外国人留学生雇用に係る 在留資格等への対応について

みつお行政書士事務所

特定行政書士

申請取次行政書士 山田光男

本日の内容

【在留資格とは、】

【在留資格の種類】

【外国人留学生の採用にあたって】

【在留カード(表面)・(裏面)】

【外国人留学生を採用する場合】

【在留資格「技術・人文知識・国際業務」】

【ものづくり中小企業において従事できる職務内容例】

【内定後の手続き】

【外国人留学生が就業するまでのスケジュール(例)】

【入社後】

【外国人雇用の好事例】

【外国人留学生雇用のメリット】

【外国人留学生と出会うには】

【参考資料】

在留資格とは、

外国人が適法に日本に滞在するための許可

- 在留資格は28種類(2018年10月現在)
- 活動範囲と期間が決められている
- 外国人が日本で働くには、
就労可能な在留資格が必要

在留資格の種類

就労が認められている

就労活動制限あり

外交	教授	経営管理
公用	法律・会計 業務	宗教
経営・管理	報道	医療
技能	研究	企業内転勤
芸術	興行	介護
高度専門職	技術・人文知識・国際業務	

就労活動制限なし

永住者	永住者の配 偶者等
定住者	日本人の配 偶者等

技能習得に限定

技能実習

指定活動による

特定活動

短期滞在	研修	文化活動	留学	家族滞在
------	----	------	----	------

就労が認められていない

外国人留学生の採用にあたって

①留学生に関する確認事項

在留カード（在留資格）（有効期間）

経歴確認（専攻科目）（本国での学歴）（職歴）

将来の希望

アルバイトの時間数が守られているか

②企業に関する伝達事項

企業文化と労働条件（職務内容）

将来の方向性

明確に

相互のビジョンを共有する

在留カード（表面）

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN	在留カード RESIDENCE CARD	番号 AB12345678CD No.
氏名 NAME	TURNER ELIZABETH	
生年月日 DATE OF BIRTH	1985年12月31日 Y M D	性別 女 F. 国籍・地域 米国 SEX NATIONALITY/REGION
住居地 ADDRESS	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号	
在留資格 STATUS	留学 College Student	
就労制限の有無 就労不可		
在留期間（満了日） PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION)	4年3月（2018年10月20日） Y M Y M D	
許可の種類	在留期間更新許可（東京入国管理局長）	
許可年月日	2014年06月10日 交付年月日 2014年06月10日	
このカードは	2018年10月20日まで有効 PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD	
		見本・SAMPLE
		法務大臣 法務大臣之印

在留カード（裏面）

住居地記載欄		
記入年月日	住居地	記載者印
2014年12月7日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
留外活動許可欄		在留資格変更許可申請欄
許可：原則週20時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留資格変更許可申請中

外国人留学生を採用する場合

就労可能な在留資格に変更する必要がある。

「留学」

主には、



「技術・人文知識・国際業務」

在留資格 「技術・人文知識・国際業務」

主な許可基準

- ①本人の専攻科目と職務内容との関連性
「学校で学んだ専門知識・技術を生かす
職務内容」 ← 単純労働は該当しない
- ②日本人と同等額以上の報酬
「安い労働力ではない」
- ③企業（雇用）の安定性・継続性
事業内容を示す資料を提出する

在留資格

「技術・人文知識・国際業務」

職務内容が「技術・人文知識・国際業務」に該当せず
不許可となり、雇用できない(就職できない)場合がある。

◇研修期間についての考え方

在留期間中の活動全体として捉えて判断される

◇通訳・翻訳の場合、十分な業務量が必要である

◇専攻科目と職務内容との整合性

専門学校卒の場合、「専攻科目と従事しようとする業務の関連性は
厳密に判断する」

参考：許可・不許可事例

⇒「留学生の在留資格『技術・人文知識・国際業務』への
変更許可のガイドライン」

ものづくり中小企業において 従事できる職務内容例

- 研究・開発
- 設計・技術
- 生産・品質管理
- 技能実習生の管理
- 海外現地法人管理
- 商品企画
- マーケティング
- 貿易事務
- 海外営業
- 翻訳・通訳

内定後の手続き

- 在留資格変更の申請（入国管理局）
在留資格変更許可申請
申請書
添付書類
事業所の規模によって、添付書類が異なる
「雇用理由書」を添付（任意）
- 入社日までに就労可能な在留資格が必要
在留資格変更申請は早めに
申請中は、就労不可

外国人留学生在が就業するまでの スケジュール(例)

平成 30年	10 月	内定
	11 月	
	12月	在留資格変更申請(入国管理局)
平成 31年	1月	
	2月	
	3月	在留資格取得 (卒業証書または卒業証明書を提示)
	4月	入社

入社後

- 手取り額、控除、社会保険、年金などの説明
- 雇い入れの届け出（外国人雇用状況の届出）
ハローワーク窓口または「ハローワークインターネットサービス」からの電子申請も可
- 在留期限の管理 ⇒ 不法就労の防止
在留期間更新の確認
（在留期間満了日の3ヶ月前から受付）
- 原則的に、アルバイトはできない。

外国人雇用の好事例

外国人の採用や雇用管理を考える事業主・人事担当者の方々へ

外国人の活用好事例集

～外国人と上手く協働していくために～



 厚生労働省

- ・ 外国人社員を受け入れるにあたって参考になる。

募集・採用

配属・評価

職場環境の整備

教育・育成

生活支援等

- ・ 企業としての広報(PR)となる。

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11655000->

[Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu-Gaikokujinkoyoutaisakuka/741015kkf0920.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11655000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu-Gaikokujinkoyoutaisakuka/741015kkf0920.pdf)

外国人留学生雇用のメリット

- ダイバーシティ(日本人にはない知識・発想)
- 人材不足の解消・緩和
- 海外取引の拡大
- 日本での生活に慣れている

外国人留学生と出会うには

- 大学・専門学校からの紹介
(就職担当課・教授など)
- 人材紹介会社、ハローワークなどの利用
- 知人、友人、社員などからの紹介
- インターンシップの活用(JETROなど)

参考資料

・参考文献

『出入国管理法令集(改訂第21版)』

公益財団法人 入管協会

『外国人・留学生を雇い使う前に読む本』

著者:永井弘行 セルバ出版

『外国人雇用の実務』

著者:中西優一郎 同文館出版

・参考ウェブサイト

入国管理局のホームページ [http:// www.immi-moj.go.jp](http://www.immi-moj.go.jp)

『ものづくり中小企業における高度外国人材(元留学生等)活用事例集』

<http://www.chubu.meti.go.jp/b32jinzai/data/monogaikokujinzai.pdf>

・名古屋入国管理局 愛知県名古屋市港区正保町5-18 (代表) TEL 052-559-2150
(就労審査部門) TEL 052-559-2114
金沢出張所 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎 TEL 076-222-2450
福井出張所 福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎14階 TEL 0776-28-2101